

ウォールストリートジャーナル事件 (東京高裁6年10月27日)

米国の新聞「ウォールストリートジャーナル」の記事を和文抄訳発行者が著作権者に無断で翻訳・抄録した文書を有料配布したことに対し、著作権者が差止請求

(法30条以下)これらの規定から直ちに、わが国においても、一般的に公正利用(**フェアユース**)の法理が認められるとするのは相当でなく、著作権に対する公正利用の制限は、著作権者の利益と公共の必要性という、対立する利害の調整の上に成立するものであるから、これが適用されるためには、その要件が明確に規定されていることが必要